

【具体例】

年金からの引き落としが継続で公的年金用に係る住民税額が60,000円だった場合

年度	年税額	改正前		改正後	
		仮徴収額 (4・6・8月)	本徴収額 (10・12・2月)	仮徴収額 (4・6・8月)	本徴収額 (10・12・2月)
N	60,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
N+1	36,000円 (医療費控除の増等)	10,000円	2,000円	10,000円	2,000円
N+2	60,000円	2,000円	18,000円	6,000円	14,000円
N+3	60,000円	18,000円	2,000円	10,000円	10,000円

【改正前】
一度生じた不均衡が平準化しない

【改正後】
年税額が2年連続で同額の場合、平準化